

# オキュペイショナルハイジニスト認定制度等検討委員会報告書

平成 22 年 7 月 30 日

## 委員会設置の趣旨

### ( 1 ) 委員会設置に至る経緯

社団法人日本作業環境測定協会（以下「日測協」という。）は、平成 18 年の労働安全衛生法の改正により打ち出された「事業者が行う自律的なリスクアセスメント及びその結果を踏まえたリスクマネジメント(以下「リスク管理等」という。）」を基本とした今後における我が国労働安全衛生管理の展開の方向にかんがみ、安全衛生管理のうちのオキュペイショナルハイジーン分野において 事業者が事業場の実態に応じたリスク管理等を実施するに際して適切な技術的支援を行うことができる専門家の育成の重要性および 作業環境に関するデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)という業務を通じて職場における化学物質等についてのリスク管理等を担ってきた作業環境測定士がこのような専門家に最も近い位置にあり得るとの認識から、第一種作業環境測定士としての資格を有する者からこのような専門家への到達を可能とするための専門研修等とそのカリキュラム・教材等の在り方を中心とした所要事項の検討を行うこととした。

このため、平成 15 年に櫻井治彦中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長（当時）を委員長とする「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

検討委員会は、全 5 回の精力的な検討を重ねて、主に 専門研修の基本的枠組み、専門研修のカリキュラム及び 専門研修を制度として当協会が実現するための今後の課題、について検討を行うとともに、専門研修については分野別大項目、中項目、習得する専門的能力の目標、内容の程度及びそれに応じた小項目、小項目に対応した細部事項、範囲を定めたカリキュラムを作成した（「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会報告書（平成 16 年 3 月）」参照）。

日測協は、平成 16 年度から、検討委員会の作成したカリキュラムに基づいて専門研修を行うためのテキストの作成に着手し、これらの分野における 60 名以上の専門家の執筆により「化学物質等のリスクアセスメント・リスクマネジメントハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を平成 19 年 5 月に完成させた。

日測協は、ハンドブックを使用して行う専門研修の具体的検討を行って、その名称を「化学物質等に係るリスクアセスメント・リスクマネジメント専門研修会」とし、全体 80 単位をおおむね 20 単位ずつ、各 3 日間の 4 コース（A～D）に分割して実施することとした。コースごとの実施順は、アルファベット順を基本とするが、受講者は、これにこだわらず任意の順序で受講できることとした。第 1 回専門研修として平成 20

年3月にAコースを実施(受講者42名)し、続いて平成20年11月にBコース(同36名)、平成21年2月にCコース(同24名)を実施した。その後、(2)に述べる委員会の検討において、当該専門家の育成のためには、「化学物質等のリスクアセスメント・リスクマネジメントハンドブック」の内容に加えて、物理因子及び生物因子にかかるリスク管理等並びに人間工学的因子について補足する必要性が指摘され、その内容を収めたテキストの必要性が指摘された。このため、日測協は、委員会の指摘した内容をカバーするテキストとして平成21年12月に「労働衛生工学とリスク管理」を刊行し、平成21年12月にこれをテキストとしてEコース(同28名)を実施した。なお、これに先立ち平成21年8月にDコース(同35名)を実施したが、Dコースから、呼称を他の団体等の実施する講習等との紛らわしさを避けるために、「認定オキュピショナルハイジニスト養成講座」に改めた。Eコースを加えたことにより全93単位となり、当該コースの終了をもって専門研修が一巡した。

## (2) オキュピショナルハイジニスト認定制度等検討委員会の設置

日測協は、専門研修に着手する一方、この人材養成事業の全体像を十分な透明性を確保した合理的なシステムとして構築し、早急に公開することが必要となった。前記の委員会においても、カリキュラム及びテキストの検討にとどまらず、制度の全体像についても検討が行われていたため、これをベースとしつつも、構築するシステムは、広く関係者の理解と納得を得られることが必要であり、そのような視点から当該分野の専門家に限定されない広い分野の有識者から構成される検討の場が必要と考えられた。

このため、当該分野の専門家に加えて公益的立場の有識者、関係事業者団体の有識者等の参画をいただき、当協会高田勗副会長を委員長とする「オキュピショナルハイジニスト認定制度等検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置した。

委員会は、第1回が平成20年11月17日に開催され、その後、のような日程で全6回開催された。

この検討の中で、更新制度を含む「オキュピショナルハイジニスト認定制度」の基本骨格を確定するとともに、専門研修をすべて履修した者について行われることとされた「修了試験」についても基本的事項を整理した。

なお、の「修了試験」の運用については、専門技術的事項であることから本委員会の承認のもと別に修了試験のあり方、実施方法等を検討する委員会を設けて行うこととされた。

### 委員会の検討事項

- 「認定オキュピショナルハイジニスト」の認定制度の構築を図るため、
    - 認定制度の目的、内容
    - 認定のための要件
    - 「認定オキュピショナルハイジニスト」の認定のための評価試験
    - 認定の更新
- 等に関して整理・検討を行うこととした。

## 委員会の構成

本委員会の設置目的、検討事項等にかんがみ、次に掲げる要件を考慮して有識者の参加をいただいた。

事業場の安全衛生管理の実態に詳しく、現場の実態を踏まえた本制度のあり方を客観的に検討できる者

安全衛生分野の人材育成、資格等の実態に詳しい者

「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」の審議の過程に詳しく、研修テキスト、カリキュラム等について同委員会の専門的立場を代表できる者

国際労働衛生協会(International Occupational Hygiene Association 略称 IOHA 以下「IOHA」という。)及びその国別認定制度(National Accreditation and Recognition system 以下「NAR」という。)に詳しい者

本制度について社会的理解を得るため、安全衛生を利害関係のない国民の視点から捉える公益的立場の者

本制度については、第一義的には第一種作業環境測定士のキャパシテビルディングの最終到達点と位置付けていることから、第一種作業環境測定士の技術的、社会的実態に詳しく、その立場を代表できる者

また、オブザーバーとして厚生労働省環境改善室及び化学物質対策課からの出席をお願いすることとした。

委員の構成は以下のとおりである。(50音順 敬称略 役職は委員就任時のもの)

安福 慎一 (新日本製鐵(株)人事・労政部 部長)

唐沢 正義 (日測協顧問)

櫻井 治彦 (中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問、慶応大学名誉教授)

笹島 芳雄 (明治学院大学経済学部教授)

城内 博 (日本大学大学院教授)

高田 勲 (日測協副会長、北里大学名誉教授)

田吹 光司郎 ((財)西日本産業衛生会大分労働衛生管理センター所長)

土肥 誠太郎 (三井化学(株)本社健康管理室長 統括産業医)

名古屋 俊士 (早稲田大学理工学術院教授)

橋本 晴男 (エクソンモービル有限会社医務産業衛生部アジア太平洋地区産業衛生アドバイザー)

東 敏昭 (産業医科大学産業生態科学研究所長)

福光 保典 (日本化学工業協会 日本レスポンシブルケア協議会部長)

保利 一 (産業医科大学産業保健学部長)

森 洋 (秋田環境測定センター(株)代表取締役)

委員長

(以上 14 名)

## 委員会開催日程及び検討事項

以下のとおりである。

### 第1回 平成20年11月17日 15:00-17:00

委員会設置要綱説明及び委員紹介（事務局）

「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」による検討結果の概略及びそれを踏まえた本委員会の議事項目等について（事務局）

インダストリアル/オキュペイショナル・ハイジニスト等としての能力に関する国際的な認証・認定（Recognition/Accreditation）の動向について（事務局）

「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」のIOHAによる認定制度の概要（事務局）

IOHAによる「オキュペイショナルハイジーン」の定義及び本委員会の名称について

今後の検討スケジュールについて（事務局）

#### <資料(抄)>

No.1 委員会設置要綱

No.2 「化学物質に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」における検討を踏まえた社団法人日本作業環境測定協会による「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」(仮称)の方向性等について(案)

No.3 インダストリアル/オキュペイショナル・ハイジニスト等としての能力に関する国際的な認証・認定（Recognition/Accreditation）の動向について

No.4 IOHAによる「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」の認定制度の概要

No.5 IOHAによる「認定申請ガイドライン」(原文及び和訳)

No.6 IOHA認定委員会要綱(原文及び和訳)

No.7 IOHA理事会の参加報告

No.8 IOHAによるオキュペイショナルハイジーンの定義

### 第2回 平成20年12月22日 15:00-17:00

「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」検討結果報告書について（事務局）

社団法人日本作業環境測定協会による「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」(仮称)の方向性等について(案)

#### <資料(抄)>

No.1 「化学物質に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」報告書

No.2 「化学物質に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」における検討を踏まえた社団法人日本作業環境測定協会による「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」(仮称)の方向性等について(案)

No.3 IOHAの「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」の認定制度の概要

- No.4 IOHA の「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」の認定の判断基準と日測協オキュペイショナル・ハイジニスト認定制度の制度設計案
- No.5 ABIH (米国労働衛生協会) の Candidate Handbook(抄訳)
- No.6 「作業環境測定機関倫理綱領」及び「作業環境測定士倫理綱領」(昭和 61 年 3 月 17 日理事会決定)

第 3 回 平成 21 年 1 月 30 日 10:00-12:00

「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」の基本骨格について  
「評価試験」に関する基本事項及び評価試験問題検討会について

<資料(抄)>

- No.1 「労働衛生工学通論」(仮称)の編集について(案)
- No.2 「社団法人日本作業環境測定協会による「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」の基本骨格についてご意見のお願い」
- No.3 各委員のご意見の総括表
- No.4 「評価試験問題検討会」設置要綱
- No.5 評価試験について検討を要する項目(案)
- No.6 評価試験の骨格についての試案(唐沢委員提出)

第 4 回 平成 21 年 3 月 18 日 13:30-15:30

「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」の基本骨格についての残された問題の検討～(資格によって修了試験に免除科目を設けるか、問題作成者の資格要件、更新制度の骨子、「労働衛生工学通論」(仮称)の編集体制など)  
「評価試験」にかかる基本事項について～(評価試験問題検討会による検討結果の承認等)

<資料(抄)>

- No.1 「労働衛生工学通論」(仮称)の編集について(案)
- No.2 「日測協認定オキュペイショナルハイジニスト制度」の骨格について(1 月 30 日開催第 3 回委員会の議論を踏まえた結果)
- No.3 「認定オキュペイショナルハイジニスト制度の基本骨格」についての残された課題と方針案
- No.4 「評価試験」にかかる基本事項について(評価試験問題検討会による検討結果)
- No.5 「専門研修ハンドブック」項目別 試験問題作成候補者(案)
- No.6 専門研修 D コースプログラム(案)

第 5 回 平成 21 年 6 月 1 日 13:30-15:30

「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」の基本骨格についての残された問題の検討(更新制度の骨子、「試験問題の公開の是非、等」  
評価試験問題作成の進捗状況  
委員会報告書案について)

<資料(抄)>

- No.1 「認定オキュペイショナルハイジニスト」の認定更新要件について
- No.2 「認定オキュペイショナルハイジニスト」評価試験案内(案)」
- No.3 「認定オキュペイショナルハイジニスト」評価試験問題作成依頼状況
- No.4 「オキュペイショナルハイジニスト認定制度等検討委員会報告書(案)」

第6回 平成22年1月13日 13:30-15:30

「認定オキュペイショナルハイジニスト制度」について  
委員会報告書案について  
IOHA 理事会について

<資料(抄)>

- No.1 「認定オキュペイショナルハイジニスト規程」(案)
- No.2 「認定オキュペイショナルハイジニスト評価試験要綱」(案)
- No.3 「認定オキュペイショナルハイジニスト評価試験」要旨
- No.4 「オキュペイショナルハイジニスト認定制度等検討委員会報告書(案)」
- No.5 「認定オキュペイショナルハイジニスト評価試験」合格証(案)
- No.6 「認定オキュペイショナルハイジニスト」認定申請書(案)
- No.7 「認定オキュペイショナルハイジニスト」認定証(案)

委員会検討結果

5 - 1 主要検討事項

以下のとおりである。

- (1) 「認定オキュペイショナルハイジニスト」制度の趣旨
- (2) 「認定オキュペイショナルハイジニスト」の専門的・技術的能力について
- (3) 「認定オキュペイショナルハイジニスト」の認定要件
- (4) 「評価試験」について
- (5) 認定の決定プロセスについて
- (6) 「認定オキュペイショナルハイジニスト」としての認定期間
- (7) 認定の更新
- (8) 更新認定の決定プロセスについて

5 - 2 検討結果

1 「認定オキュペイショナルハイジニスト」制度の趣旨

- (1) 「本制度の趣旨」については、これまで日測協において本制度にかかる専門研修のカリキュラム等を検討してきた「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」(平成15年櫻井治彦委員長)の審議の方向に沿いつつ、IOHA

によるオキュペイショナルハイジーンの定義（注 1）にも留意して、以下のよう  
に定めた。

**「この制度は、労働者の福祉と健康の保持並びに社会の安全を目的として労働環境における健康に危害を及ぼす要因を的確に予測し、認識し、評価し、及び管理することができる知識及び技術を有する者について、一定の手続きで社団法人日本作業環境測定協会が「認定オキュペイショナルハイジニスト」として認定するものであること。」**

注 1) IOHA によるオキュペイショナルハイジーンの定義

「occupational hygiene」そのものの定義はIOHAの「Recognition of National Occupational Hygiene Accreditation Schemes-- Guidelines to Applicants --」のアペンディクス1に、以下のように与えられている。

Appendix 1 - IOHA definition and objectives

Occupational Hygiene is defined as:

“the discipline of anticipating, recognizing, evaluating and controlling health hazards in the working environment with the objectives of protecting worker health and well-being and safeguarding the community at large.”

仮訳：

「オキュペイショナルハイジーンは、労働者の福祉と健康の保護並びに社会全体の安全を目的として、労働環境における健康に危害を及ぼす要因を予測して備え、認識し、程度を評価し、及び管理する学問分野である。」

(2) なお、委員会が本認定制度を検討するに当たっては、当該認定制度が確立した後の適当な時期における IOHA への認定申請について、協会の理事会決定が以下のようになされていることに留意した。

#### 理事会決定事項

「認定オキュペイショナルハイジニスト」制度については、日測協が加盟している IOHA が定めている Recognition of National Occupational Hygiene Accreditation Schemes(加盟団体が属する国において加盟団体等が実施しているオキュペイショナルハイジーンに関する資格を IOHA が認定する制度)による認定 (Accreditation) を受けるために必要な条件が整った場合には、IOHA に対してその認定の申請をすることを目指すものとする。

## 2 「認定オキュペイショナルハイジニスト」の専門的・技術的能力について

本項目については、「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」による検討において、専門研修のカリキュラム及びテキストの内容を「認定オキュペイショナルハイジニスト」に期待される専門的・技術的能力の基盤として位置付けて来た経緯に従い、当該専門研修のカリキュラム及びテキストの内容に応じて、以下のとおりとした。

ここにおいて、米国労働衛生協会（ABIH）の Candidate Handbook における試験受験者に要請される経験の項において「化学的、物理的、生物学的及び人間工学的」の4つのカテゴリーが重視されていること、IOHA によるオキュペイショナルハイジニストの定義で労働環境が重視されていること等から、(1)～(4)のように、化学物質等、物理的因子、生物学的因子及び人間工学的因子については、「事業者等の依頼等に応じて適切な指導、助言等ができること」とし、一方、化学物質等に係る一般環境対策及び地球環境対策並びに関連諸因子にかかる産業医学及び公衆衛生学上の対策については、(5)のように「事業者等の依頼等に応じ、必要に応じて他の専門家と連携しつつ適切な指導、助言等ができること。」とした。

- (1) 化学物質等(粉じんを含む。)に関し、 事業場における化学物質等の総合管理、危険有害性（ハザード）評価、ばく露評価、リスク評価、リスク削減、既存のリスクによる健康被害等被害発生の調査、残留リスク管理、健康管理、リスクコミュニケーション、緊急リスクへの対応、環境改善に関する工学的技術、について、事業者等の依頼等に応じて適切な指導、助言等ができること。
- (2) 物理的因子に関し、温熱条件、異常気圧、騒音及び超音波、振動、電離放射線、非電離放射線等の物理的因子についての適切な管理について、事業者等の依頼等に応じて適切な指導、助言等ができること。
- (3) 生物学的因子に関し、 管理の必要性及び管理の対象となる因子並びに管理にかかる国際動向、危険有害性とその発生機序、専門用語の知識及び外部関係機関の所在、活用法等、 主な生物学的因子のリスク評価及びリスク管理の方法について、事業者等の依頼等に応じて適切な指導、助言等ができること。
- (4) 人間工学的因子に関し、職場における作業態様(重筋 - 筋力作業、反復作業、VDT作業等)に関する人間工学的因子(作業姿勢、作業強度、作業時間等) についての適切な管理について、事業者等の依頼等に応じて適切な指導、助言等ができること。
- (5) 一般環境、地球環境又は公衆衛生等に関し、 化学物質等に関する一般環境対策及び地球環境対策、 上記(1)、(2)、(3)、(4)および(5) に関連する産業医学及び公衆衛生学上の対策について、事業者等の依頼等に応じ、必要に応じて他の専門家と連携しつつ適切な指導、助言等ができること。

「認定オキュペイショナルハイジニスト」は、上記(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に関する課題に対して専門的かつ包括的な視野を有し、必要に応じて労働安全衛生

法に規定する事業者、総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者、安全管理者、衛生管理者、産業医等及び作業環境測定法に規定する作業環境測定士その他関係者と効果的な連携及び協力ができる能力を有するものであること。

### 3 「認定オキュペイショナルハイジニスト」の認定要件について

IOHA による認定制度の認定クライテリア及び英国オキュペイショナルハイジニスト、米国インダストリアルハイジニストの制度の現状、さらに国内における安全衛生資格制度との均衡等を考慮して、認定申請の時点で、次に掲げる要件のすべてに該当していることとした。

- (1) 第1種作業環境測定士、労働衛生コンサルタント（衛生工学または保健衛生）、衛生工学衛生管理者その他認定委員会の審議を経て日測協会長がこれらと同等以上と認める資格を有すること。
- (2) 作業環境管理その他の労働衛生管理に関して5年以上の実務経験を有すること。
- (3) 理工学・医学系等の学士の称号を有すること、その他認定委員会の審議を経て日測協会長がこれと同等以上と認める条件を満たすこと。
- (4) 日測協が実施する「認定オキュペイショナルハイジニスト養成講座」（以下、「ハイジニスト養成講座」という。）を修了して93単位を取得していること。
- (5) 日測協が実施する「認定オキュペイショナルハイジニスト評価試験」（以下、「評価試験」という。）に合格した後、2年を超えていないこと。

(1)の資格として「化学物質等に係るリスクアセスメント等専門研修検討委員会」における当初の案では、第1種作業環境測定士及び衛生工学衛生管理者を典型的なものとして想定し、例示していたが、本制度が専門研修の履修及び最終評価試験の合格についても要件としていることから、資格要件は広めに設定することが妥当であるとの結論となり、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学、保健衛生)を追加することとされた。

また、今後 IOHA による本制度の認定を視野に入れている観点から、英国のオキュペイショナルハイジニスト、米国のインダストリアルハイジニストの制度において大学教育履修の学歴要件を課していることを無視できないが、我が国の法令等の取扱いでは、一般に学歴のみを重視するのではなく、業務を通じた経験の蓄積と自己研鑽を同様に重視する傾向がみられることをも考慮して、(3)の「専門家等で構成する委員会の審議を経て日測協会長がこれと同等以上と認める資格」として、当初「20年以上にわたり労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を認めることとした。しかし、「20年以上」の条件は、過大であるとの議論があり、結局前記(3)の表現となった。

#### 4 評価試験について

以下の結論となった。

##### (1) 受験資格

3の(4)の要件を満たしていること。

これは、評価試験を受験する意志のある者にできるだけその機会を与えるべきであるとの考え方に基づくものである。ただし、試験に合格した場合、当該者には所定の合格証を発行するが、「認定オキュペイショナルハイジニスト」の認定を受けるには、3のすべての条件を満たしているか、または別項で定める評価試験合格証の期日から2年以内に3に定める各要件を満たすことが必要であること。

##### (2) 評価試験の出題範囲

専門研修におけるテキスト(日測協編「化学物質等のリスクアセスメント・リスクマネジメントハンドブック」その他協会が指定する教材)の内容とする。

##### (3) 評価試験の方法

国内における第一種作業環境測定士試験、労働安全衛生コンサルタント試験及び英国のオキュペイショナルハイジニスト、米国のインダストリアルハイジニストの試験制度の現状を勘案しつつ、適切な選抜が行われるために必要なシステムとして多肢選択式及び記述式の併用による筆記試験によることとした。

なお、試験問題の作成手順、問題のレベルの調整、合否基準の設定等の細目については、本委員会とは別に、もっぱら評価試験に関する専門家委員会を設置して検討することとされた。

##### (4) 評価試験問題の作成

評価試験問題の作成は、(3)に述べたように「評価試験に関する専門家委員会」において行うことが適当であるとされた。

##### (5) 評価試験の実施

採点は基本的には多肢選択式問題は事務局が、また記述式問題は出題者に依頼して行うこととし、日本作業環境測定協会会長は、その結果を受けて合格者を決定する。合格者の決定に関し、会長は必要に応じて「評価試験に関する専門家委員会」またはその構成員から意見を聴取するものとされた。

##### (6) ハイジニスト認定に必要な評価試験合格の有効期間

3に規定するハイジニストの認定要件については、認定申請の時点ですべての要件が満足されていることが必要であり、各要件の取得の前後関係は問わないものである。

このため、ハイジニスト認定に際して必要な要件である評価試験合格の資格に有効期間を設ける是非が問題となるが、作業環境測定士試験、国家公務員試験等の有効期間にならい、2年間の有効期間を設けることとした。

#### 5 認定の決定プロセスについて

オキュペイショナルハイジニストの認定は、客観性・透明性を確保する観点から日本作業環境測定協会会長が委嘱する委員若干名をもって構成する「オキュペイシ

ショナルハイジニスト認定・更新審査委員会」の審議に基づき、会長が決定するものとする。

なお、委員会による審議のため、認定申請者から3(1)、(2)及び(3)の事実を証する書面の提出を求めることとする。

#### 6 「認定オキュペイショナルハイジニスト」としての認定期間

「認定オキュペイショナルハイジニスト」が対象とする労働環境は、当該時点の産業構造及び科学技術水準をベースとしたものであるが、5年程度経過すると、それらの変化が無視できない可能性が考えられること、英国、米国等の制度においても、更新制度を前提として5年を認定期間としていることを勘案し、本資格の認定期間は日測協会長が認定した日（認定証の年月日）から5年間とすることとされた。

#### 7 認定の更新

英国、米国等の制度の運用状況にもかんがみ、以下によることが妥当であるとされた。

「認定オキュペイショナルハイジニスト」の称号を有する者で、当該称号にかかる活動、オキュペイショナルハイジニストの分野に関連した学会での発表や出席、研修の受講等に関して、別に定める評点表により積算される一定のポイント実績を有するものに対して、「認定オキュペイショナルハイジニスト」の資格をさらに5年延長できるものとし、以後も同様とする。」

ここで、学会での発表や出席、研修の受講等は、オキュペイショナルハイジニスト分野にかかる変化する技術、法令制度等に適切にキャッチアップするための自己研鑽にかかるものであり、対象となる具体的な内容は、協会が国内の類似の制度、英国、米国の制度における実態等も勘案して適切に設定すべきものとされた。

#### 8 更新認定の決定プロセスについて

オキュペイショナルハイジニストの更新認定は、客観性・透明性を確保する観点から、5で設置する「オキュペイショナルハイジニスト認定・更新審査委員会」の審議に基づき、会長が決定するものとすることとされた。

また、委員会による審議のため、認定申請者から7の実績を証する書面の提出を求めることとした。

#### 9 その他

委員会においては、「認定オキュペイショナルハイジニスト」への一般の関心を高め、認定オキュペイショナルハイジニストが、所期の機能を果たすためには、継続的にある程度の数の資格者を輩出することが必要であり、このためにはある程度の数の受験者を継続的に確保することが重要であること、この観点からも評価試験の受験そのものについては、受験資格について、3の(4)の要件（専門研修の修了）を満たしていなくとも、すなわち誰にでも、評価試験の受験を認めることについて、将来的には検討の余地があるとの意見があった。

さらに、本制度による資格取得への需要を喚起するためには、フレキシブルな制度であることが望ましい点から、専門研修を受講していなくとも評価試験の受験を認め、試験に合格した者については、合格から一定期間内（例えば2年以内）に専門研修を履修し93単位を取った場合にも、3の他の要件を満足していれば認定が可能であるとすることを検討する余地についても指摘があった。

さらにオキュペイショナルハイジニストの認定に専門研修の履修を必要とする場合も、受講者の便宜を図るため通信教育やE-ラーニングなどによる履修を可能とする等を将来的には考えるべきではないか、との示唆もあった。

これらについて、委員会としては、いずれも本制度についての将来的な選択肢となり得ることを否定するものではないが、当面は、英国及び米国における類似制度が極めて厳格なシステムで運用されていること、IOHAの認定を受ける方向が理事会決定されていること等から、本制度の確立及び安定的な維持をまず目指すべきであるとの結論となった。

## 参考資料

- 1 「オキュペイショナルハイジニスト認定制度等検討委員会」設置要綱
- 2 「インダストリアル/オキュペイショナル・ハイジニスト等としての能力に関する国際的な認証・認定（Recognition/Accreditation）の動向について」
- 3 IOHAによる「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」認定制度の概要
- 4 IOHAによる「認定申請ガイドライン」（原文及び和訳）
- 5 IOHA認定委員会要綱（原文及び和訳）
- 6 IOHAによるオキュペイショナルハイジニストの定義
- 7 IOHAの「国別オキュペイショナル・ハイジニスト認定プログラム」の認定の判断基準と日測協オキュペイショナル・ハイジニスト認定制度の制度設計案
- 8 ABIH（米国労働衛生協会）のCandidate Handbook(抄訳)
- 9 「作業環境測定機関倫理綱領」及び「作業環境測定士倫理綱領」（昭和61年3月17日理事会決定）
- 10 「評価試験問題検討会」設置要綱

以上